

OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により府内の雇用情勢が悪化している状況において、大阪府（以下「府」という。）と民間人材サービス事業者が協働して求職者支援を実施することにより、事業主の採用意欲を高め、求職者の早期就職と職場定着を実現することを目的として、OSAKA求職者支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）の設置及びその運営並びに民間人材サービス事業者の登録等に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 コンソーシアムは、府及び第5条の手続きにより登録された民間人材サービス事業者（以下「登録事業者」という。）で構成する。

(役割)

第3条 第1条の目的を達成するため、府と登録事業者は、協働して次の活動を行う。

(1) 府の役割

- ア 大阪府雇用促進支援金（以下「雇用促進支援金」という。）の支給
- イ 大阪府緊急雇用対策特設ホームページの設置及び管理運営
- ウ その他目的達成のために必要な活動

(2) 登録事業者の役割

- ア 「OSAKA求職者支援コンソーシアム コロナ禍における求職者全力応援宣言」の表明
- イ 登録事業者が有する求人掲載サイトに大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載する求人特集を作成し、令和3年11月30日まで掲載すること
- ウ 求職者に対する就職支援や、事業主に対する採用・職場定着支援などの独自の支援

(登録事業者の要件)

第4条 登録事業者になることができるものは、次の要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9号に定める職業紹介事業者であること
- (2) 「OSAKA求職者支援コンソーシアム共同宣言」に賛同していること
- (3) 当該登録事業者の求人掲載サイトを有していること
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること

- ア 過去1年間に、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ウ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

その執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

（登録の申込み）

第 5 条 登録事業者になろうとするもの（以下「登録申込者」という。）は、「OSAKA 求職者支援コンソーシアム登録申込書（様式 1）」に必要事項を記載のうえ、有料・無料職業紹介事業許可証の写しその他府が必要と認める書類を添えて、府商工労働部雇用推進室あて申込みを行う。

（登録の決定通知）

第 6 条 府は、登録申込者から前条による申込みがあった場合において、第 4 条に掲げる要件に該当すると認めるときは、登録申込者に登録を決定したことを通知する。

2 府は、登録申込者が第 4 条の要件に該当すると認められないときは、登録申込者に登録しないことを決定したことを通知する。

3 府は、登録申込者からの申込みの可否を判断するにあたり、申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがある。

（登録事業者の公表）

第 7 条 府は、必要な範囲で登録事業者の情報を公表する。

（登録の変更）

第 8 条 登録事業者は、「OSAKA 求職者支援コンソーシアム登録申込書（様式 1）」その他申込書類の内容に変更があったときは、速やかに「変更届出書（様式 2）」を府に届け出るものとする。

（登録の解除）

第 9 条 登録事業者は、コンソーシアムへの登録を解除しようとするときは、「登録解除届出書（様式 3）」を府に届け出るものとする。

（登録の取消）

第 10 条 府は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、その旨を当該登録業者に通知する。

- （1）登録事業者から登録解除の届出を受理したとき
- （2）申込内容に虚偽が判明したとき
- （3）第 4 条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが判明したとき
- （4）その他府が登録事業者として適格でないと判断したとき

2 前項の規定により登録が取り消され、登録業者に損害が発生した場合であっても、府はその賠償の責を負わないものとする。

(雇用促進支援金に関する照会への回答)

第11条 府は雇用促進支援金の支給にあたって登録事業者に対し以下の照会を行う。府から照会があった場合は、登録事業者は速やかに回答するものとする。なお、登録事業者でなくなった後も同様とする。

- (1) 雇用促進支援金を申請した事業主の求人情報について、第3条(2)イの求人特集に掲載された実績の有無
- (2) その他府が必要と認めた事項

(実施状況等の報告)

第12条 登録事業者は、第3条(2)ウの支援等を実施した場合は、速やかにその実施内容を府に報告するものとする。

(コンソーシアムの設置期間)

第13条 コンソーシアムの設置期間は令和2年10月1日から令和4年3月31日とする。

(事務局)

第14条 コンソーシアムの事務局は、大阪府商工労働部雇用推進室に置く。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営等について必要な事項は、府が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。